

# 令和元年度 社会福祉法人・施設 監査結果概要

## 法人運営(主な文書指摘項目)

- ・評議員会で特定の評議員が欠席
- ・理事会で特定の理事が欠席
- ・評議員会の要議決事項に係る審議が未実施  
例)役員等の報酬等の額や支給基準, 計算書類等や財産目録
- ・理事会の要議決事項に係る審議が未実施  
例)評議員会の招集事項, 役員候補者の推薦, 理事長の選任, 利益相反取引の承認
- ・決算手続を行うに当たり, 理事会・評議員会において, 必要な書類を配付したうえで決算審議を行っていない。  
例)決算理事会においては, 附属明細書の配付が必要となるが, 計算書類本体しか配付していない。

## 施設運営・処遇・経理(主な文書指摘項目)

### 児童福祉施設(保育園等) / 児童養護施設

- ・処遇職員等の職員数の不足
- ・救命研修及び実地訓練の未実施
- ・計算書類が不適切
- ・委託費に対する当期末支払資金残高過剰
- ・前期末支払資金残高を取崩す際の手続きが不適切

### 障害者支援施設・障害児入所施設等

- ・医学的管理が不十分(介護職員等による医行為(喀痰吸引))

### 老人福祉施設(養護・特養・軽費)

- ・防災対策(消火及び避難訓練)への取組が不十分
- ・医療的ケアの管理が不十分

## 主な文書指摘項目の対応策について

(児童福祉施設 (保育園等) / 児童養護施設)

### 1 処遇職員等の職員数の不足

→ 下記の保育士確保の取組を積極的に行っているか確認してください。

項目	備考
① ハローワークを通じた求人	
② 求人媒体を通じた求人	紙媒体, WEB媒体
③ 派遣, 人材紹介会社を通じた求人	
④ 自前のツールを活用した求人 (ホームページ, 個人的な人脈)	ホームページ, SNS
⑤ 保育人材サポートセンター (保育園連盟の紹介事業) の活用	求職者と求人者のマッチング
⑥ 保育補助者雇上げ貸付の活用	窓口: 京都市保育園連盟
⑦ 就職フェア (年2回), 面接会 (年4回) の活用	窓口: 京都市保育園連盟
⑧ 養成校との関係づくり	
⑨ 実習生の受入れ	実習を契機に本採用へ
⑩ インターンの受入れ	実習に限らず幅広く受入れ
⑪ 職員の知人へのアプローチ	潜在保育士の掘り起こし
⑫ 退職者へのアプローチ	結婚, 子育て等による退職者へ復職勧奨
⑬ 雇用条件の改善	一時金, 支度金等
⑭ 京都市宿舍借り上げ支援事業	窓口: 幼保総合支援室

## 2 救命研修及び実地訓練の未実施

- (1) 小児・乳児に対する心肺蘇生等の救命研修を、年1回以上全職員を対象として実施すること。

→ 京都市消防局の普通救命講習Ⅲを受講する等全職員を対象に救命研修を実施してください。京都市消防局救命講習の日程について、京都市消防局ホームページに掲載されておりますので、下記 URL からご参照ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000164786.html>

京都市消防局のトップページ画面から下記の手順でクリックしても確認できます。

申請・届出・講習→講習→救急関係→救命講習の御案内→普通救命講習の日程

- (2) 事故や緊急事態を想定した救命実地訓練を行うこと。

→ 一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行ってください。また、訓練内容については、プールだけでなく重大事故につながりかねない事故や病気についても実施してください。

**※上記(1)の研修及び(2)訓練を実施した場合には、実地記録を作成してください。**

## 3 不適切な計算書類

- (1)令和元年度の決算書類において以下の式が正確に成り立っているか確認すること。一致しない場合は、原因を特定し必要な処理を行ってください。

<計算式>

**【貸借対照表】流動資産－流動負債※＝【資金収支計算書】当期末支払資金残高**

※流動負債から1年以内の貸付金及び借入金，引当金，棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く

- (2)貸借対照表と事業活動計算書の次期繰越活動増減差額が一致しているか確認すること。  
(3)貸借対照表の固定資産の金額と基本財産及びその他固定資産明細書の計上額が一致しているか確認すること。  
(4)前年度の計算書類と矛盾はないか確認すること。

具体例

○令和元年度資金収支計算書の前期末支払資金残高と平成30年度資金収支計算書の当期末支払残高が一致しているか。

○令和元年度事業活動計算書の前期繰越活動増減差額と平成30年度事業活動計算書の次期繰越活動増減差額が一致しているか。

○令和元年度貸借対照表の科目毎の前年度末の計上金額と平成30年度貸借対照表の当年度末計上額が一致しているか。

## 4 委託費に対する当期末支払資金残高過剰

資金収支計算書の当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下とすること。

→ 決算時に計上されている当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた委託費収入の30%を超えることのないよう、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を立ててください。

※決算処理にあたっては、未収金や未払金など年度を越えて収入・支出するものがあり、処理中に過誤修正することもあるため、当初から30%ぎりぎりに設定せず余裕を持った残高とするなど工夫し、最終的に30%を超えることがないよう十分注意してください。

<計算式>

$$\text{当期末支払資金残高（注1）} \div \text{当該年度の委託費収入（注2）} \leq 30\%$$

注1：当該保育所の拠点区分（又はサービス区分）のみの額で、本部や他の施設の分は含まないので留意してください。（法人全体の額ではありません。）

注2：委託費収入には、給与基金分配金（プール制補助金）や援護費等の補助金収入は含まないので留意してください。なお、委託費に上乘せされている「市加配部分」は委託費収入に含まれます。

<補足>

厚生労働省通知『「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用について』において、2箇年度続けて決算時に、当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えた場合については、**翌年度の処遇改善等加算のうち基礎分（※）の全額について加算を停止する**こととされております。

※処遇改善等加算のうち賃金改善要件分を除いた部分

#### 5 前期末支払資金残高の取崩す際の手続きが不適切

前期末支払資金残高を経常収入予算額の3%を超えて取り崩す場合は、幼保総合支援室に事前協議すること。

→ 高額な工事等で前期末支払資金残高を経常収入予算額の3%以上取り崩す場合は、必ず事前に幼保総合支援室と協議を行うこと。

なお、弾力運用の要件において、パターン4を満たす場合は理事会の承認でよい。

## 主な文書指摘項目の対応策について

(障害者支援施設・障害児入所施設等)

### 1 医学的管理が不十分（介護職員等による医行為（喀痰吸引））

- (1) 喀痰吸引等計画書を作成していない。  
→ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下、喀痰吸引等計画書を作成してください。
- (2) 本人又はその家族に同意を得ていない。  
→ 本人又はその家族に計画書の内容を十分に説明し、同意を得てください。

※ 喀痰吸引の実施に当たり、必要書類が作成されていない事例が散見されます。  
医療関係者との連携の下、安全かつ適切に喀痰吸引等を実施するため、必要書類について、漏れなく作成するようにしてください。

#### 【医療関係者との連携に当たって必要な書類（参考）】

- ・ 医師の指示を受けたことが分かる書類
- ・ 喀痰吸引等計画書
- ・ 本人又はその家族に計画書の内容を説明し、同意を得たことが分かる書類
- ・ 喀痰吸引等実施状況報告書
- ・ 喀痰吸引等の業務の手順を記載した書類
- ・ 緊急時の医師・看護職員への連絡方法を定めた書類 等

### 2 計算書類（貸借対照表等）が不適切

- (1) 貸借対照表の流動資産と流動負債の差額と、資金収支計算書の当期末支払資金残高が一致しない。  
→ 貸借対照表の流動資産と流動負債の差額（1年以内の貸付金及び借入金，引当金，棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と資金収支計算書の当期末支払資金残高が一致しているか確認してください。一致しない場合は、原因を特定し必要な処理を行ってください。
- (2) 貸借対照表と事業活動計算書の次期繰越活動増減差額が一致しない。  
→ 前年度計算書類を確認し、一致しない原因を特定したうえで修正すること。
- (3) 資金収支内訳表（第1号第3様式），事業活動内訳表（第2号第3様式），貸借対照表内訳表（第3号第3様式）が作成されていない。  
→ 必要な計算書類は漏れなく作成すること。複数拠点の法人は3様式を作成する必要があることに留意してください。
- (4) 本部拠点区分から各施設拠点区分への貸付が，年度内に精算されていない。  
→ 貸付は年度内に精算すること。

### 3 高額な契約における手続きが不適切

(1) 100万円を超える契約で、やむを得ず随意契約を行う場合に、複数業者から見積もりを徴していない。

→ やむを得ず随意契約を行う場合は、適正な価格を判断するため、3社以上の業者から見積もりを徴すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えない。

工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
上記に掲げるもの以外	100万円

(2) 100万円を超える契約について、契約書を作成していない。

→ 契約書の作成を省略できる場合を除き、契約書を作成すること。

### 4 経理支出の処理が不適正

(1) 預り金の払い出しに当たって、入所者から払出依頼票及び受領印を徴していない。

→ 受払状況を明確にするため、払い出しにあたっては入所者から払出依頼票及び受領印を漏れなく徴すること。

(2) 会計伝票の金額欄を訂正している。

→ 不正支出に繋がりがかねないため、会計伝票の金額欄は絶対に訂正しないこと。

## 主な文書指摘項目の対応策について

(老人福祉施設 (養護・特養・軽費))

### 1 防災対策 (消火及び避難訓練) への取組が不十分

(1) 消火訓練及び避難訓練を実施していない。

→ 老人福祉施設については、消防法の定めにより、避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施する必要があります (消火訓練についても、避難訓練と同様に年2回以上実施する必要があります)。また、そのうち1回は夜間又は夜間想定の訓練を実施するとともに年1回は消防関係者の参加により実施し、具体的な指示を仰ぐなど連携を図ってください。

→ 訓練の概要 (訓練種別, 日時, 参加者, 訓練内容, 今後に向けた課題 等) を記録し, 次の訓練や災害対処計画・マニュアルの策定・見直し等の際に活用してください。

なお, 以下についても御留意願います。

- ・ 消防法令に基づく各種設備について, 定期的に点検を行うこと。
- ・ 関係機関への通報体制, 地域との協力体制を整備すること。
- ・ 火災以外の自然災害 (風水害・地震等) の対処計画を策定すること。

### 2 医療的ケアの管理が不十分 (介護職員等による医行為 (喀痰吸引))

(1) 喀痰吸引等計画書を作成していない。

→ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ, 医師・看護職員との連携の下, 喀痰吸引等計画書を作成してください。

(2) 本人又はその家族に同意を得ていない。

→ 本人又はその家族に計画書の内容を十分に説明し, 同意を得てください。

(3) 喀痰吸引等実施状況報告書を作成していない。

→ 喀痰吸引等実施状況報告書を作成し, 医師に提出してください。

※ 喀痰吸引の実施に当たり, 必要書類が作成されていない事例が散見されます。

医療関係者との連携の下, 安全かつ適切に喀痰吸引等を実施するため, 必要書類について, 漏れなく作成するようにしてください。

#### 【医療関係者との連携に当たって必要な書類 (参考)】

- ・ 医師の指示を受けたことが分かる書類
- ・ 喀痰吸引等計画書
- ・ 本人又はその家族に計画書の内容を説明し, 同意を得たことが分かる書類

- ・ 喀痰吸引等実施状況報告書
- ・ 喀痰吸引等の業務の手順を記載した書類
- ・ 緊急時の医師・看護職員への連絡方法を定めた書類 等



## 令和元年度社会福祉法人等指導監査の結果について

## 1 監査の目的

社会福祉法人等が関係法令，通知等を遵守し，入所者又は利用者等に対する適切な処遇並びに適正な法人運営及び施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに，本市が積極的に助言又は指導を行うことにより，円滑な運営の確保を図る。

## 2 監査対象施設の選定

- (1) 厚生労働省への指導監査実績報告の対象となる施設
- (2) 本市において指導監査が必要と判断するもの

## 3 監査の方法

- (1) 実地監査  
法人事務所又は施設において監査を実施する。
- (2) 書面監査  
事前提出資料等を点検及び確認をする。

## 4 監査の期間

令和元年7月5日から令和2年3月31日まで

## 5 実施状況

	実地監査	書面監査	合計
社会福祉法人	96	—	96
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く)	282	—	282
障害者支援施設	10	—	10
障害児入所施設等	14	—	14
老人福祉施設	60	61	121
更生施設	—	1	1
施設合計	366	62	428

表1 社会福祉法人の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
	(監査実施数 96)		(監査実施数 97)	
	指摘法人数	指摘率(%)	指摘法人数	指摘率(%)
<b>1 定款について</b>				
① 必要な事項の不記載又は事実と異なる記載	3	3.2	3	3.1
② 定款変更の手続が不適切	1	1.1	2	2.1
③ 定款の備置き・公表が不適切又は未実施	0	0.0	0	0.0
<b>2 内部管理体制について</b>				
① 内部管理体制が未整備	0	0.0	0	0.0
<b>3 評議員・評議員会の状況</b>				
① 評議員の選任手続が不適切	3	3.2	4	4.1
② 評議員の構成が不適切	2	2.1	0	0.0
③ 評議員会で特定の評議員が欠席	30	31.6	18	18.6
④ 評議員の欠員補充の遅延	1	1.1	1	1.0
⑤ 評議員会の招集手続が不適切	4	4.2	5	5.2
⑥ 評議員会の開催時期が不適切	3	3.2	5	5.2
⑦ 評議員会の開催要件の不備	2	2.1	0	0.0
⑧ 評議員会の要議決事項に係る審議が未実施	10	10.5	16	16.5
⑨ 評議員会の議決が不適切	2	2.1	1	1.0
⑩ 決議・報告の省略の手続が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	2	2.1	2	2.1
<b>4 理事の状況</b>				
① 理事の欠員補充の遅延	1	1.1	0	0.0
② 理事の選任・解任手続が不適切	4	4.2	7	7.2
③ 理事の構成が不適切	0	0.0	1	1.0
④ 理事会で特定の理事が欠席	11	11.6	19	19.6
⑤ 理事長・業務執行理事の選任手続が不適切	5	5.3	2	2.1
<b>5 監事の状況</b>				
① 監事の欠員補充の遅延	0	0.0	1	1.0
② 監事の選任・解任手続が不適切	1	1.1	12	12.4
③ 監事の構成が不適切	1	1.1	1	1.0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	1	1.1	1	1.0
⑤ 監査報告の内容通知の遅延	0	0.0	0	0.0
⑥ 理事会への出席義務の不履行	9	9.5	9	9.3
<b>6 理事会の状況</b>				
① 理事会の招集手続が不適切	0	0.0	0	0.0
② 理事会の要議決事項に係る審議が未実施	14	14.7	22	22.7
③ 理事会の議決が不適切	11	11.6	1	1.0
④ 理事への権限委任に関する規程の不備	4	4.2	1	1.0
⑤ 理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分	4	4.2	2	2.1
⑥ 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	5	5.3	2	2.1
<b>7 会計監査人の状況</b>				
① 会計監査人の未設置	0	0.0	0	0.0
② 会計監査人の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
③ 会計監査人の選任手続が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0.0	0	0.0

指 摘 事 項	指摘法人数	指摘率 (%)	指摘法人数	指摘率 (%)
<b>8 評議員・理事・監事及び会計監査人の報酬</b>				
① 評議員の報酬等の額の定款への未記載	0	0.0	1	1.0
② 役員の報酬等の額の決定が不適切	4	4.2	7	7.2
③ 会計監査人の報酬等の額の決定が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 役員及び評議員の報酬等支給基準の決定が不適切	6	6.3	9	9.3
⑤ 役員及び評議員の報酬等の不適正な支給	1	1.1	3	3.1
⑥ 役員及び評議員の報酬等の総額の未公表	0	0.0	0	0.0
<b>9 事業</b>				
① 実施する事業と定款が不一致	1	1.1	0	0.0
② 全事業に占める社会福祉事業の規模の割合が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 社会福祉事業収入の不適切な支出	2	2.1	0	0.0
④ 社会福祉事業に必要な資産の不足	0	0.0	0	0.0
⑤ 公益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 収益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
<b>10 人事管理の状況</b>				
① 施設長等職員の任免が不適切	0	0.0	0	0.0
<b>11 資産管理の状況</b>				
① 基本財産の管理が不十分	0	0.0	0	0.0
② 基本財産以外の資産の管理が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 株式の不適切な保有	0	0.0	0	0.0
④ 賃貸借契約書の不備	0	0.0	0	0.0
⑤ 借地等に係る利用権の未設定又は未登記	5	5.3	3	3.1
<b>12 会計管理の状況</b>				
① 収支予算の編成, 執行が不適切	4	4.2	0	0.0
② 経理規程が未整備又は内容が不適切	2	2.1	2	2.1
③ 経理規程や細則に従わない不適切な事務処理	0	0.0	2	2.1
④ 経理規程に従わない契約の手続	0	0.0	3	3.1
⑤ 管理運用体制が未整備	0	0.0	0	0.0
⑥ 会計処理が不適切	4	4.2	0	0.0
⑦ 会計帳簿の整備及び保存が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 決算の承認又は報告手続が不適切	10	10.5	5	5.2
⑨ 計算関係書類が不適切	27	28.4	5	5.2
⑩ 理事会決議によらない不適正な借入	5	5.3	0	0.0
<b>13 その他</b>		0.0		
① 法人の関係者への不適切な利益供与	0	0.0	0	0.0
② 社会福祉充実計画に沿った事業の未実施	0	0.0	0	0.0
③ 法令に定める事項のインターネットでの公表が不十分	1	1.1	1	1.0
④ 登記が必要な事項が未登記又は遅延	6	6.3	4	4.1
⑤ 契約・入札等が不適切	4	4.2	1	1.0

表2 児童福祉施設(保育所・認定こども園)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
	(監査実施数 268)		(監査実施数 263)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
<b>第1 施設運営</b>				
<b>1 施設運営の基本方針</b>				
① 運営規程・重要事項説明書		0.0	0	0.0
<b>2 職員の状況</b>				
① 職員配置基準	11	4.1	13	5.2
② 職員雇用の状況	5	1.9	2	0.8
③ 勤務体制		0.0	0	0.0
<b>3 就業規則の整備状況</b>				
① 就業規則		0.0	0	0.0
② 育児休業・介護休業		0.0	0	0.0
③ 労使協定		0.0	0	0.0
<b>4 給与等の状況</b>				
① 給与の適正支給		0.0	0	0.0
② 時間外勤務手当等諸手当の適正支給	1	0.4	0	0.0
③ 社会保険の適正加入		0.0	0	0.0
<b>5 職員の健康管理</b>				
① 採用時の健康診断		0.0	0	0.0
② 定期健康診断		0.0	0	0.0
③ 特殊健康診断		0.0	0	0.0
<b>6 建物・設備等の管理</b>				
① 建物・設備の維持管理状況		0.0	0	0.0
② 設備の衛生管理状況		0.0	0	0.0
<b>7 災害対策の状況</b>				
① 消防計画の策定状況		0.0	0	0.0
② 避難・消火訓練の実施状況	3	1.1	1	0.4
③ 消防用設備の点検状況		0.0	0	0.0
<b>8 保育の状況(業務水準)</b>				
① 休園日の状況		0.0	0	0.0
② 卒園(終了)式後の保育		0.0	0	0.0
③ 土曜保育の状況		0.0	1	0.4
④ 私的契約児の状況		0.0	0	0.0
⑤ 適正な保護者負担の実施		0.0	0	0.0
⑥ 職員の研修機会の確保		0.0	0	0.0
⑦ 苦情解決の取組		0.0	0	0.0
<b>9 保育の状況(保育指針)</b>				
① 保育の計画の策定状況		0.0	0	0.0
② 保育の記録		0.0	0	0.0
③ 園児の健康及び安全の状況	5	1.9	6	2.4
④ 入所児童の保護者への支援		0.0	0	0.0
⑤ その他(保育所の運営)		0.0	0	0.0
⑥ 食物アレルギー、障害児への対応		0.0	0	0.0
<b>10 給食の状況</b>				
① 食事計画及び献立表の作成	1	0.4	1	0.4
② 給食委員会の開催状況		0.0	0	0.0
③ 給食関係書類の整備状況		0.0	0	0.0
④ 食を通じた保護者支援		0.0	0	0.0

表2 児童福祉施設(保育所・認定こども園)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
	(監査実施数 268)		(監査実施数 263)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
⑥ 検食の実施状況		0.0	0	0.0
⑦ 保存食の保管状況及び原材料の保存状況		0.0	0	0.0
⑧ 調理従事者の検便の実施状況		0.0	0	0.0
<b>11 調理室の状況</b>				
① 調理室の衛生管理		0.0	0	0.0
② 調理従事者の衛生管理		0.0	0	0.0
<b>第2 財務管理</b>				
① 経理規程	3	1.1	3	1.2
② 運営費等の計上・利用者負担金の設定状況	2	0.7	2	0.8
③ 支出の適正処理	16	6.0	3	1.2
④ 現金・預金等の保管状況		0.0	0	0.0
⑤ 高額工事等の入札		0.0	0	0.0
⑥ 立替金・借入金等の処理	6	2.2	4	1.6
⑦ 運用収入の本部会計への繰入の状況		0.0	2	0.8
⑧ 適正な計算書類の作成	30	11.2	23	9.2
⑨ 運営費の弾力運用	30	11.2	21	8.4
⑩ 会計基準への移行		0.0	0	0.0
<b>第3 その他(改善勧告を含む。)</b>			0	0.0

表3 児童福祉施設(児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童心理治療施設)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
	(監査実施数 13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
<b>第1 施設運営</b>				
1 施設運営の基本方針		0.0	0	0.0
2 職員の状況		0.0	0	0.0
3 就業規則の整備状況		0.0	0	0.0
4 給与等の状況		0.0	0	0.0
5 職員の健康管理		0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理		0.0	0	0.0
7 災害対策の状況		0.0	0	0.0
・ 避難・消火訓練		0.0	0	0.0
<b>第2 入所者処遇</b>				
1 児童等の処遇計画		0.0	0	0.0
2 個別処遇の状況		0.0	0	0.0
3 処遇記録の状況		0.0	0	0.0
4 処遇の実践状況		0.0	0	0.0
5 対外的対応の状況		0.0	0	0.0
6 退所後の指導		0.0	0	0.0
7 入所者預り金等の状況		0.0	0	0.0
8 給食の状況		0.0	1	7.7
<b>第3 財務管理</b>				
1 経理規程		0.0	0	0.0
2 予算執行の状況		0.0	0	0.0
3 経理事務及び資産管理の状況	1	7.7	0	0.0
・ 高額工事等の入札		0.0	0	0.0
4 財務諸表の状況		0.0	0	0.0
5 その他		0.0	0	0.0
<b>第4 その他(改善勧告を含む。)</b>		0.0	0	0.0

表4-1 障害者支援施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
	(監査実施数 10)		(監査実施数 9)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
<b>(適切な利用者処遇の確保)</b>				
<b>1 利用者支援の充実</b>				
① 支援計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	1	10.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
<b>2 利用者の生活環境等の確保が不十分</b>	0	0.0	0	0.0
<b>3 自立、自活等への支援援助が不十分</b>				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
<b>4 その他</b>	0	0.0	0	0.0
<b>(適切な利用者処遇の確保) 社会福祉施設運営の適正実施の確保)</b>				
<b>1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立</b>				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
<b>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</b>				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
<b>3 防災対策への取組みが不十分</b>	0	0.0	0	0.0
<b>4 その他</b>				
① 財務管理が不十分	0	0.0	1	11.1
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	2	22.2
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	0	0.0
② 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0

表4-2 障害児入所施設等の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
	(監査実施数 14)		(監査実施数 14)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
<b>(適切な利用者処遇の確保)</b>				
<b>1 利用者支援の充実</b>				
① 支援計画が不適切		0.0	0	0.0
② 食事の提供が不適切		0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分		0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等		0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分		0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切		0.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切		0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等		0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切		0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分		0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切		0.0	0	0.0
<b>2 利用者の生活環境等の確保が不十分</b>		0.0	0	0.0
<b>3 自立、自活等への支援援助が不十分</b>				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い		0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置		0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保		0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓		0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援		0.0	0	0.0
<b>4 その他</b>		0.0	0	0.0
<b>(適切な利用者処遇の確保) 社会福祉施設運営の適正実施の確保)</b>				
<b>1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立</b>				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分		0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切		0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備		0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分		0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切		0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切		0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分		0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切		0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切		0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分		0.0	0	0.0
<b>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</b>				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分		0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	1	7.1	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分		0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分		0.0	0	0.0
<b>3 防災対策への取組みが不十分</b>		0.0	0	0.0
<b>4 その他</b>				
① 計算書類(貸借対照表等)が不適切		0.0	8	57.1
② 高額な契約における手続きが不適切		0.0	2	14.3
③ 経理支出の処理が不適正		0.0	1	7.1
④ 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分		0.0	0	0.0
⑤ 利用者負担額の利用者への通知の未実施		0.0	0	0.0
⑥ 給付費請求業務が不適切		0.0	0	0.0



表5 老人福祉施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
	(監査実施数 121)		(監査実施数 118)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
<b>(入所に関する透明性及び公平性の確保)</b>				
① 入所選考に係る規程の不備	0	0.0	0	0.0
② 入所選考に係る手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
<b>(適切な入所者処遇の確保)</b>				
① 入所者の尊厳の保持、身体拘束に関する手続きが不適切	0	0.0	1	0.8
<b>1 入所者処遇の充実</b>				
① 処遇計画が不適切	1	0.8	0	0.0
② 機能訓練が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 給食の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑥ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑦ 医学的管理が不適切	1	0.8	2	1.7
⑧ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑩ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	1	0.8
⑪ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑫ 入所者の負担による職員以外の者による介護の実施	0	0.0	0	0.0
⑬ 行政機関等に対する必要な手続きの代行が不適切	0	0.0	0	0.0
⑭ 入所者が3ヶ月以内の退院が見込まれる入院の際の便宜供与が不適切	0	0.0	0	0.0
⑮ その他	0	0.0	0	0.0
<b>2 入所者の生活環境の確保が不十分</b>	0	0.0	2	1.7
<b>3 自立、自活等への援助が不十分</b>	0	0.0	0	0.0
<b>(社会福祉施設の運営の適正実施の確保)</b>				
<b>1 施設の運営管理体制の確立</b>				
① 入所定員、居室定員の遵守が不適切	0	0.0	0	0.0
② 管理規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準の基づく職員確保が不十分	2	1.7	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	2	1.7
⑥ 施設長の資格要件、管理運営等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 生活相談員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 運営費の弾力運用が不適切(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑫ 高額繰越金等を有する施設での入所者処遇等への配慮が不十分(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑬ その他	2	1.7	1	0.8
<b>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</b>				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	1	0.8
④ 職員の確保及び定着化への取組が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ その他	0	0.0	0	0.0
<b>3 防災対策への取組が不十分</b>	3	2.5	6	5.1
<b>4 入所者等に関する秘密保持対策が不十分</b>	0	0.0	0	0.0
<b>5 事故発生時の対応が不適切</b>	0	0.0	1	0.8
<b>その他(財務:財務管理が不適切)</b>	1	0.8	4	3.4
(預り金の保管状況又は支出管理が不十分)	0	0.0	0	0.0
(利用者負担)	0	0.0	0	0.0

表6 指導監査における文書指摘がない法人数, 施設数

	令和元年度			平成30年度		
	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)
社会福祉法人	96	26	27.1	97	31	32.0

	令和元年度			平成30年度		
	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)
児童福祉施設	282	211	74.8	277	198	71.5
保育所等	269	199	74.0	264	186	70.5
児童養護施設等	13	12	92.3	13	12	92.3
障害福祉施設	24	22	91.7	23	14	60.9
障害者支援施設等	10	9	90.0	9	6	66.7
障害児入所施設等	14	13	92.9	14	8	57.1
精神障害者社会復帰施設						
老人福祉施設	121	112	92.6	118	104	88.1
更生施設	1	1	100.0	1	1	100.0
施設合計	428	346	80.8	419	317	75.7

※老人福祉施設については、介護保険法における文書指摘は、本件の対象外とする。  
 ※障害福祉施設については、障害者総合支援法における文書指摘は、本件の対象外とする。